

インターネットを活用した情報発信等に関する指針

真宗大谷派

近年、インターネットの急速な普及・発展にともない、多くの人が情報を発信できるようになりました。一方、インターネットにおける情報発信は、匿名性や一方的な記述が可能であり、不正確な情報や不用意な記述が多大な影響を及ぼす危険があります。さらに、一度発信した情報は完全には取り消すことができないことを十分に理解しなければなりません。

この指針は、宗派に所属する僧侶・門徒の一人ひとりが、他者の尊厳を踏みにじることなく、インターネットを有効に活用して、様々な情報を広く発信し、情報交換・対話・交流等が行えるよう必要な事項を定めたものです。

基本姿勢

真宗大谷派の最高規範である『宗憲』は、「すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、【同朋社会の顕現】に努める」と定めています。

それは、私たち一人ひとりがいのちの共同性に目覚め、あらゆる差異（ちがひ）を越えて、人と人とが互いの尊厳を認め合い、「同朋」「とも」と呼び合える社会の実現に努めることに他なりません。

私たちは、このような理念を掲げる宗門に属する者として、インターネットを活用した情報発信にあたり、次のことを遵守します。

遵守事項

- 1 基本的人権を尊重し、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、宗教、職業、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、世系、門地等を理由にした差別的言動や差別的取扱いをしません。
- 2 人権と情報発信に関する国内法、国外においては国際法及び諸外国の法令を遵守して発信します。
- 3 寺院の活動や運営に携わる者は、知り得た個人情報など、守秘義務を要する情報を発信しません。
- 4 公序良俗に反した内容、虚偽・真偽不明の情報、個人や集団を誹謗中傷する発信は行いません。
- 5 個人のプライバシー権や、他者の著作権・商標権・肖像権等の権利を侵害しないよう配慮します。
- 6 脅迫行為や暴力を想起させる発信をしません。
- 7 匿名であっても上記の行為をしません。